

福岡市農林業総合計画【林業】

(第 15 次：令和 9 年度～13 年度)

(素案)

福岡市

目次

整理中

第1部 福岡市農林業総合計画の基本的な考え方

第1節 計画策定の目的

第2節 計画の位置づけ

第2部 農業

第1章 農業を取り巻く情勢

第2章 これまでの取組み、成果、課題

第3章 基本的な考え方

第4章 施策

農業分科会にて検討中

第3部 林業

第1章 森林・林業を取り巻く情勢

(1) 社会情勢や市民意識の変化

近年、国際的には気候変動対策や生物多様性保全の重要性が一層高まってきており、国内においても、「2050年ネット・ゼロ」や「2030年ネイチャーポジティブ」の実現に向け、環境に配慮した企業経営等を求める動きが強まっており、ウェルビーイングへの関心も高まっています。

また、コロナ禍を契機に高まった森林レクリエーション需要は定着し、アウトドアや自然体験型観光に加え、ワーケーションや健康増進を目的とした森林利用が広がっています。

木材需要については、令和3年に入り、新型コロナウイルス感染症の蔓延を背景に世界的な木材需要の高まりや物流の混乱により、海外からの製材品等の輸入量が減少、木材価格は高騰し、国内の木材需要の高まりが見られる状況がありましたが、現在、木材需要や物価は、急激に変化する世界情勢を背景に、見通しを立てることが難しい状況にあります。

市民意識については、福岡市が令和7年に実施した市政に関する意識調査では、「花粉発生源対策として広葉樹や花粉が少ない樹種への転換が大切」と思う割合や、「地域産材を公共施設に使用したらよい」と思う割合が高い状況にあります。

(2) 森林・林業の現状

日本の国土の約3分の2を占める森林は、水源のかん養、土砂災害防止・土壌保全、生物多様性の保全、地球温暖化の防止、保健・レクリエーションの場の提供などの公益的機能を有する一方で、森林資源は、戦後に造成された人工林等の6割が一般的に利用期に入るとされる51年生を過ぎるに至っています。また、近年、岩手県大船渡市の大規模な林野火災をはじめ、林野火災が増加しており、その予防や管理に向けた対応の強化が求められています。

林業は、森林の公益的機能の持続的な発揮と豊富な人工林資源を活用し木材需要を満たす重要な役割を担っています。しかし、森林所有者による森林経営は、人工造林にかかるコスト負担が大きいことや、所有者の高齢化や相続などにより、関心が低い状況にあります。また、生産性の向上については、林業機械の導入などに取り組んでいるものの、なお課題であり、林業従事者の育成・確保、労働環境の更なる改善にも取り組んでいく必要があります。

国産材の供給量は、平成14年の1,692万m³から増加傾向にあり、令和6年は3,481万m³となっています。需要面では、住宅分野に加え、非住宅や中高層建築物での木材利

用が進展しています。また、脱炭素社会や循環型社会の実現に向けて、木質バイオマス利用や再生可能エネルギーとしての木材需要も高まっています。

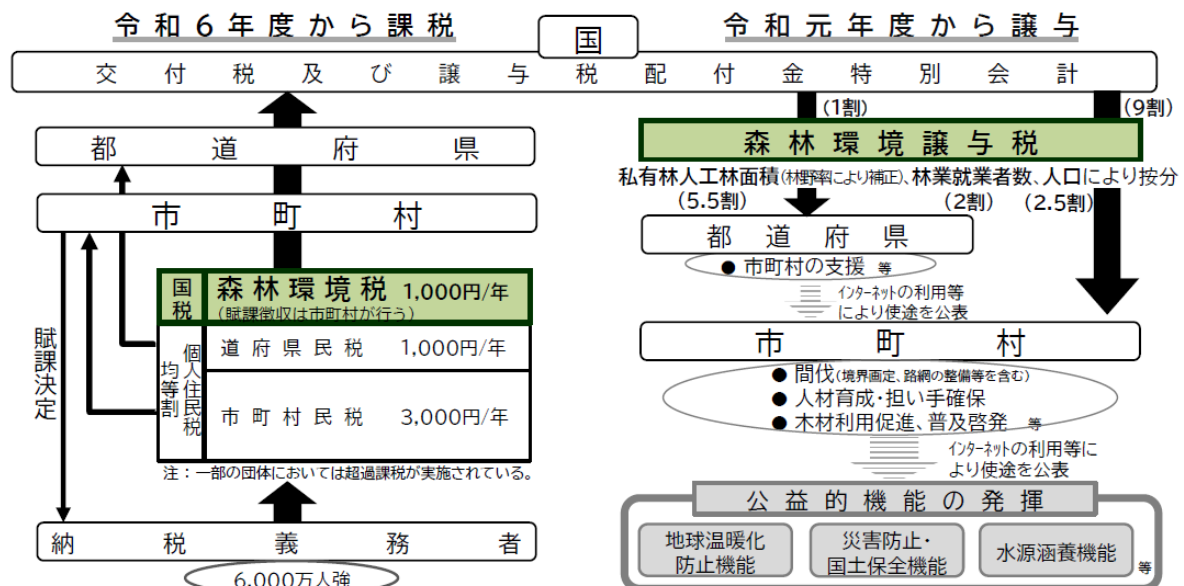
(3) 国の動き

① 森林環境税及び森林環境譲与税

平成 31 年 3 月に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が成立し、同年から全ての市町村と都道府県に対して、森林環境譲与税の譲与が始まりました。

また、令和 6 年度からは個人住民税の均等割の枠組みを用いて、森林環境税（国税）として 1 人年額 1,000 円を市町村が賦課徴収しており、その用途についてはインターネットの利用等により公表することとされています。

【制度イメージ】



② 花粉発生源対策の推進

国民病ともいわれる花粉症に対処するため、令和 5 年度に「花粉症対策の全体像」及び「花粉症対策初期集中対応パッケージ」を取りまとめるとともに、「スギ花粉発生源対策推進方針」を改正し、スギ人工林を今後 10 年で 2 割削減し、花粉の少ない森林への転換を図ることとしています。

③ 都市（まち）の木造化推進法

脱炭素社会の実現への貢献が求められる中、これまで公共建築物を対象として木材利用の促進を図ってきた「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成 22 年）について、より一層の木材利用の促進を図るため、令和 3 年、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」いわゆる「都市（まち）の木造化推進法」が成立し、民間建築物を含めた建築物一般を対象を拡げることとされ、木材利用の促進に官民を挙げて取り組むこととしています。

④ 森林・林業基本計画～百年つづく「森の国・木の街」へ～【令和●年●月閣議決定】

豊かな森林資源の循環利用や里山林等の利活用等を進めると同時に、幅広い民間投資も活用し、防災及び国土強靱化の観点からの森林整備や治山対策、林野火災予防対策の強化、野生鳥獣の生息環境の保全及び整備、病虫害・鳥獣害対策の充実、花粉の少ない森林への転換の加速等を図ることが重要とし、これらの取組みを着実に進めることにより、森林・林業・木材産業の好循環を生み出し、百年つづく「森の国・木の街」の実現を目指していくとしています。

農林水産省林野庁にて策定作業中

パブリックコメント実施期間：令和8年4月27日～令和8年5月8日

第2章 これまでの取組み、成果、課題

第1節 前計画の総括

前計画「福岡市農林業総合計画」（令和4年度～令和8年度）では、林業分野の目標として「快適で豊かな市民生活を支える森づくりと持続的な林業経営基盤の構築」を掲げ、重点的に取り組む施策を中心に、施策の計画的な推進に努めてきました。

「快適な暮らしを守る森づくり」については、森林の適切な管理に向けて、ICTを活用した境界明確化や所有者への意向調査を実施するとともに、荒廃する私有林の整備や松くい虫対策など暮らしを守る森林の保全に努めました。

「市民に身近で魅力ある森づくり」については、油山市民の森と油山牧場の一体的な運営を含め、さらに魅力ある施設としていくためリニューアルに取り組み、令和6年4月に全面オープンしました。また、皮むき間伐ワークショップや木育イベントなど、市民が森林に親しみ理解を深めるための取組みを実施しました。

「森林資源活用に向けた基盤づくり」及び「持続可能な林業経営の確立」については、市営林の主伐に取り組むとともに、効率的な作業道等の整備による利用間伐に取り組みました。令和7年度からは、私有林の伐採促進や、林業の生産性の向上を図るため、林業機械のレンタル・リース経費や伐採木の運搬経費への助成を開始しました。また、林道等の台帳整備や維持管理についても引き続き取り組みました。

地域産材供給の仕組みづくりとして、令和4年度から、市営林等で伐採した木材をストック・供給する取組みを開始し、公民館等の木造化や内装材等への地域産材の活用を進めています。

これらの取組みにより、数値目標に掲げた6項目のうち、令和7年度時点で「市公共施設整備における木材使用量」は未達成ですが、「長期間手入れがなされていない森林の再生面積」や「林業生産」など5項目については概ね目標を達成しています。（資料編 第1 福岡市農林業総合計画（令和4年度～令和8年度）における5年後の目標の進捗状況 参照）

第2節 現状と課題

(1) 快適な暮らしを守る森づくり

令和元年度から開始された森林経営管理制度に基づく意向調査や令和3年度より開始した森林境界明確化については、森林面積の大小、地形や路網からの距離など様々な森林の状況や意向調査回答の有無を踏まえ、林業経営の適否等の分析を行い、どのように森林整備につなげていくか検討する必要があります。

花粉発生源対策の推進・多様な森への誘導について、国の「花粉症対策の全体像」等を踏まえ、福岡市においても、スギ・ヒノキ人工林の2割の伐採(920ha)を目指し、広葉樹や花粉発生源対策苗木への植替えを進めており、引き続き取り組んでいく必要があります。また、荒廃もしくはその恐れのある私有林人工林については、公益機能を発揮できるよう、間伐による支援を継続する必要があります。

松林保全について、松くい虫被害は、平成24年度をピークに減少し、低位に推移していましたが、近年、微増しており、着実な防除活動を継続するとともに、被害が拡大した区域においては、必要に応じて松の再造林を進める必要があります。

また、近年の頻発する集中豪雨に対応し、山地災害を防止するため、引き続き県の制度などを活用した治山事業を推進するとともに、林道の保全対策を進めていく必要があります。さらに、全国的に林野火災が増加しており、その予防に取り組む必要があります。市営林によるカーボン・オフセットについても、引き続き取組みを推進する必要があります。

(2) 市民に身近で魅力ある森づくり

令和6年4月にオープンしたABURAYAMA FUKUOKAについては、自然共生型の森林アスレチックを運営するほか、自然観察会やグリーンウッドワークなどのイベントを実施しており、更なる利用促進に向け、引き続き魅力的な施設づくりを進める必要があります。

また、森づくりの普及啓発として、市民へ木材利用の必要性や木材の魅力を発信する取組みを積極的に進めていく必要があります。

(3) 森林資源活用に向けた基盤づくり

持続可能な林業経営を促進するため、林業の重要な生産基盤である林道及び作業道の整備を進めていく必要があります。

林道等の維持管理については、林道の除草や排水施設の清掃等、適切な維持管理に努めていく必要があります。また、林道橋梁についても、定期点検や適切な維持補修に努めていく必要があります。

（４）持続可能な林業経営の確立

林業者の持続可能な林業経営を確立するためには、私有林人工林の継続的な伐採・植替えによる森林資源の循環利用を促進する必要があります。担い手育成にも引き続き取り組んでいく必要があります。

地域産材の利用促進については、公共建築物の木造・木質化における地域産材の活用を推進しており、令和７年度からは民間施設の地域産材利用を促進する取組みを開始しています。また、建築物の設計を行う設計士等を対象に伐採現場や市産材ストックヤードの見学、製材加工に関する講習会も実施しました。今後も公共建築物における木造・木質化を推進するとともに、民間施設の木材利用を促進するために、より効果的な支援策を検討することが求められます。あわせて、地域産材の更なる利用拡大と安定的な活用を図るためには、需要と供給のバランスを見据えた計画的なストックが重要となることから、供給体制の構築に向けた協力先の確保についても検討していく必要があります。また、建築物における木材利用を促進していくため、実務を担う設計士に加え、将来の建築業界を担う学生等への働きかけに取り組む必要があります。

第3章 基本的な考え方

第1節 Fukuoka Green NEXT（長期ビジョン）



森の恵みや豊かさを市民全体で育て、ふれあい、将来にわたり森を活用していくことにより、森林の持つ様々な多面的機能を広く享受することを目指し、100年後に向けた森の将来像を『Fukuoka Green NEXT』として、令和4年3月にとりまとめました。

将来像 みんなで守り・楽しみ・活かす都市・ふくおか森づくり

- 「守る」長期的な視野を持って森を育て暮らしを守ります
- 「楽しむ」身近な体験・学びの場である森で自然とふれあいます
- 「活かす」森の恵みや豊かさの持続的な利用を図ります

基本方針1 毎日の暮らしを快適にし、災害を減らす「安心の森づくり」

スギ・ヒノキ等の花粉によるアレルギーに対して、着実に対策に取り組みます。また、近年、頻発する集中豪雨等による災害が発生しており、「流域治水」の考え方に基づいた防災・減殺対策に取り組みます。



基本方針2 身近な自然を体験し学ぶ、「遊びの森づくり」

働く場所と自然が近いコンパクトな福岡市の強みを活かし、より多くの市民が森林で体験し、学べる環境づくりを目指すとともに、観光拠点としても利用できるよう取り組みます。



基本方針3 育振山系から博多湾まで流域全体で行う「水循環の森づくり」

福岡市には一級河川がなく多くの水を市外の水源に頼っています。貴重な水資源と海域を含めた豊かな水循環を確保するため、市内の森林の水源涵養とともに、広域的な視点をもった施策に取り組みます。



基本方針4 気候変動対策と生物多様性保全に応える「環境の森づくり」

多様な生物の保全や、福岡市が取り組む2040年度を目指したチャレンジに寄与する温室効果ガスの吸収源の役割を担う森林を維持し、その働きを高める取り組みを実施します。



基本方針5 持続的な森の利用と生産を目指す「なりわいの森づくり」

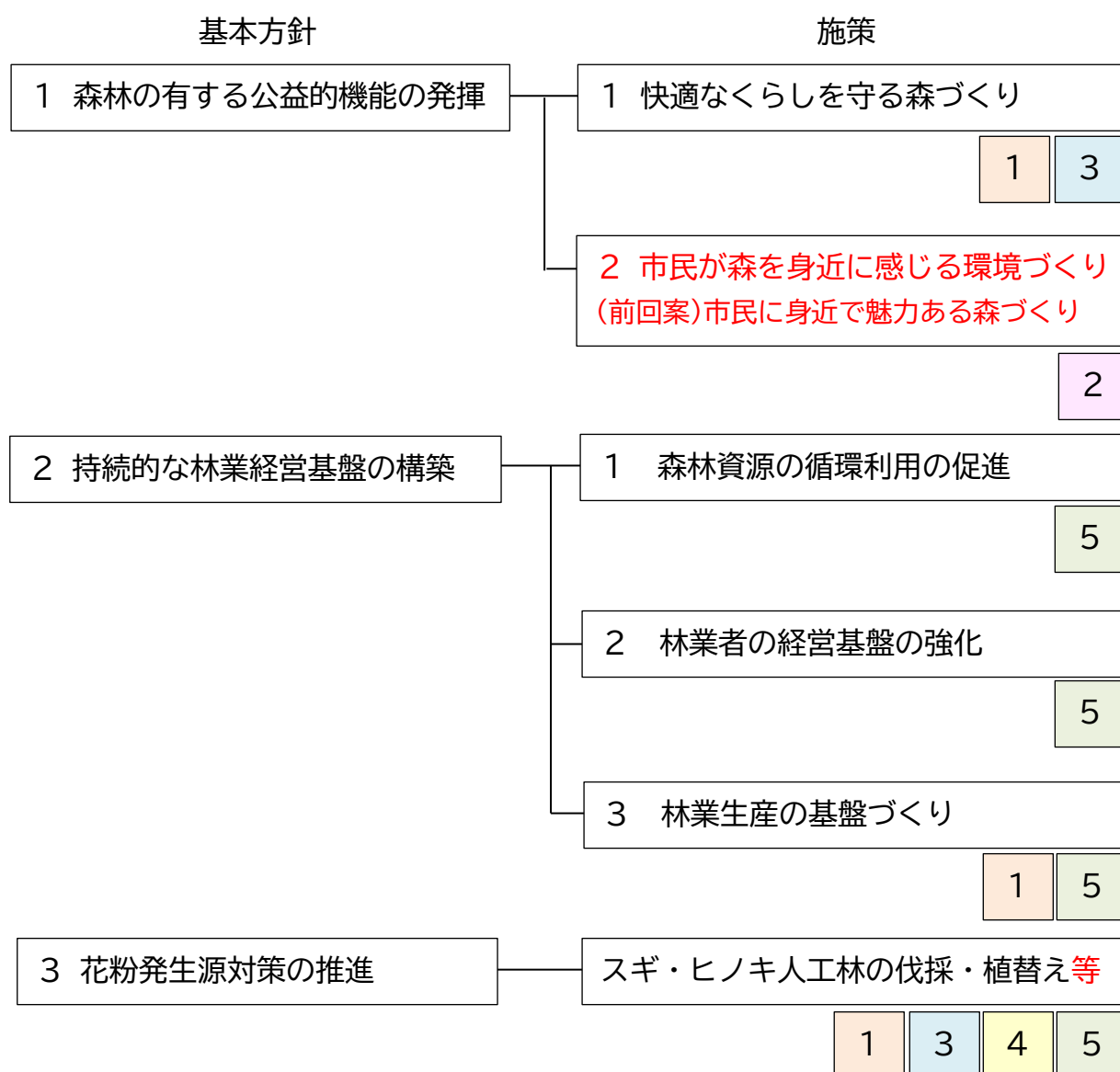
森林は「伐って、使って、植えて、育てる」循環により持続的な利用をはかる必要があります。森林の整備・保全、施業の集約化、持続的な林業経営、担い手育成、木材利用の促進により、林業を安定化させる仕組みを検討します。



第2節 本計画の全体像

【目標】

多様で健全な森づくりに取り組むとともに、森林資源の循環を促進し、持続的な林業経営を強化する



※番号は Fukuoka Green NEXT の基本方針の番号を示す

第3節 目標・基本方針

「Fukuoka Green NEXT」の将来像及び基本方針、また、森林・林業を取り巻く現状と課題を踏まえ、本計画（5年間）の目標を『多様で健全な森づくりに取り組むとともに、森林資源の循環を促し、持続的な林業経営を強化する』とし、「森林の有する公益的機能の発揮」、「持続的な林業経営基盤の構築」及び「花粉発生源対策の推進」を3つの基本方針として施策を進めていきます。

【目標】

多様で健全な森づくりに取り組むとともに、森林資源の循環を促進し、持続的な林業経営を強化する

基本方針1 森林の有する公益的機能の発揮

市有林について、適切に保育管理しながら広葉樹林化や針広混交林化を図るとともに、荒廃の恐れがある私有林は間伐を行うなど、必要な支援に取り組めます。

また、市民が森を身近に感じる環境づくりとして、ABURAYAMA FUKUOKA の運営や地域産材の公共利用などの市民が森や木材に親しむ環境づくりや、木育イベントの実施などの情報発信に取り組めます。

都心部に近い立地を活かし、都市に暮らす人々が気軽に自然の中で遊びや自然、学び、健康づくりなどが楽しむことができる環境づくりに取り組めます。

基本方針2 持続的な林業経営基盤の構築

「伐って、使って、植えて、育てる」森林資源の循環利用を進めるため、私有林の伐採促進や担い手育成に取り組むとともに、九州有数の大消費地であることを生かした木材の利用促進に取り組めます。

また、林道等の整備を推進するとともに、林道等基盤データを活用した効率的な林業生産の基盤づくりに取り組めます。

基本方針3 花粉発生源対策の推進

スギ・ヒノキ人工林の伐採を推進し、伐採後は広葉樹林化や針広混交林化、花粉発生源対策苗木の造林など多様な森林整備による豊かな森づくりに取り組めます。

第4章 施策

第1節 施策の内容

基本方針1 森林の有する公益的機能の発揮

施策1 快適な暮らしを守る森づくり

水源のかん養、山地災害防止、生物多様性の保全、地球温暖化の防止など、森林の有する公益的機能を発揮するため、将来にわたり、森林を適切に整備及び保全します

市有林人工林については、多様で健全な森林となるよう、適切に保育管理を実施しながら、広葉樹林化や針広混交林化を図ります。広葉樹林化はその方法が確立していないため、専門家の意見を聞きながら、天然力を活用した更新も含め、多様な森林整備を検討します。なお、森林整備にあたっては、森林の山地災害防止機能に留意しながら実施します。私有林人工林については、福岡県森林環境税を活用して、荒廃もしくはその恐れのある場合は間伐等による支援を行うとともに、分収林として市が管理している場合は、適切に保育管理を実施します。

山地災害を防止するため、県と連携して土砂崩壊防止のための治山事業を推進するとともに、防災上整備が必要な林道への対策を進めていきます。また、全国的に林野火災が増加しており、その原因の多くは人の不注意であるため、消防局等と連携して啓発に取り組めます。

航空レーザ計測などリモートセンシングによって得られたデータを使い、森林環境譲与税を活用した境界明確化を進めるとともに所有者への意向調査に引き続き取り組みます。また、意向調査の結果等を踏まえ、適切な森林整備が実施できるような仕組みについて検討を進めていきます。

松林については、市内の東部・西部の海岸線を中心に広がっており、引き続き、防風・防砂や景観形成などの機能が発揮されるよう、薬剤の地上散布や被害木の駆除などの防除を徹底するとともに、地域と連携した松林の保全・再生活動に取り組めます。

市営林によるカーボン・オフセットの取組みについては、引き続き、企業などへのPRを図り、クレジットの活用による森林整備の推進を図ります。

【主な取組み】

- ・市営林（市有林・分収林）の保育管理
- ・市有林の伐採・広葉樹林化、針広混交林化等
- ・荒廃する私有林の整備
- ・境界明確化、意向調査の推進
- ・森林・林道の災害対策
- ・林野火災予防
- ・松くい虫対策

施策2 市民が森を身近に感じる環境づくり

市民がより身近に森の恵みを感じることができるよう、森に親しむことができる環境づくりや情報発信に取り組みます

ABURAYAMA FUKUOKA については、豊かな自然環境や多様な生物の生息空間、市街地を見渡せる眺望など、恵まれたロケーションを活かして、自然観察や林業に関する普及啓発イベントを開催するなど、様々な体験機会の提供に取り組みます。

公共建築物等を木造・木質化することにより、市民が木材の良さや森林とのつながりを身近に感じる機会を創出します。

森林と都市がコンパクトに調和し、森林の存在と価値を感じやすい福岡市の特徴を生かせるよう、魅力的な森林資源を発掘し、その利用可能性を検討するとともに、森林を活用した体験活動や文化・教育活動を通じて、市民が森に触れ、森で学ぶ機会の充実を図ります。

公共空間や体験の場所を通じて、木や森への理解を深める「木育」の取り組みを進め、世代を問わず市民の関心と理解の醸成を図ります。

また、市民へ森づくりや木材利用の必要性、木材の魅力について、「Fukuoka Green Next」として SNS などを活用し、積極的に発信していきます。

【主な取り組み】

- ・ ABURAYAMA FUKUOKA の運営及びその特色を活かしたイベントの実施
- ・ 公共施設等の木造・木質化の推進
- ・ 市民が森に親しむ機会の創出
- ・ 森づくりや木材利用の普及啓発

基本方針2 持続的な林業経営基盤の構築

施策1 森林資源の循環利用の促進

林業者の持続可能な林業経営を確立するため、「伐って、使って、植えて、育てる」森林資源の循環利用を促進します

私有林人工林の伐採・植替え促進や林業経営の安定化、生産性の向上を図るため、引き続き林業機械リース・レンタル経費やスギ・ヒノキ伐採木の運搬経費への助成に取り組めます。分収林については、森林の状況を踏まえた上で、主伐等に取り組めます。

安定した木材需要を確保するため、関係者と連携しながら地域産材の活用を進め、持続可能な林業経営を支える供給体制の構築に取り組めます。

また、公共施設に加え民間施設における地域産材活用を支援し、地域産材が市民の目に触れる機会を増やすことで、持続可能な森林資源の循環利用への理解を深め、森林環境意識の醸成を図ります。

あわせて、実務を担う設計士や将来を担う学生等へのワークショップや講習会への参加の働きかけを行い、木材利用の裾野拡大と需要の創出につなげます。

これらの取組みや私有林の循環利用の状況を踏まえながら、今後も必要な取組みを実施します。

【主な取組み】

- ・私有林の伐採促進
- ・地域産材の公共利用の推進、民間利用の促進
- ・設計士や学生等を対象としたワークショップや講習会の開催

施策2 林業者の経営基盤の強化

将来にわたり、森林を適切に整備及び保全するため、林業経営の安定化や生産性の向上、担い手育成に取り組めます

私有林人工林の伐採・植替え促進や林業経営の安定化、生産性の向上を図るため、引き続き林業機械リース・レンタル経費やスギ・ヒノキ伐採木の運搬経費の助成に取り組めます。【再掲】

林業の担い手育成に向けて、福岡県が実施している育成研修の広報に取り組むとともに、林業の魅力を伝えるため、林業を体験するワークショップや SNS を活用した発信に取り組めます。

これらの取組みや林業者の経営基盤の状況を踏まえながら、今後も必要な取組みを実施します。

【主な取組み】

- ・ 私有林の伐採促進【再掲】
- ・ 担い手育成

施策3 林業生産の基盤づくり

林業生産の基盤となる林道等路網の整備や維持管理等に取り組みます

森林の整備及び保全、木材の生産及び流通の効率化を図るため、林道や森林作業道などの路網の整備に取り組みます。

林道の整備について、令和2年度末に整備を完了した森林基幹道「早良線」東端の板屋地区から那珂川市寺倉地区を結ぶ新規林道整備について、早期の工事着工に向けて、福岡県、那珂川市等と検討を進めていきます。

林道の台帳整備について、電子データによる林道台帳の整備を引き続き行います。

林道の維持管理について、集中豪雨による災害を防止するために、定期的にパトロールを実施し、林道の除草や排水施設の清掃等を実施していきます。市が管理する林道の橋梁については、現在の林道橋梁長寿命化計画の期間が令和10年度までであるため、林道橋梁の定期点検を実施し、次期計画を策定の上、計画的な維持補修に努めます。

森林の土地の所有者や林地の境界に関する情報を整理した林地台帳について、周知に努め、情報の追加・修正により精度を高めることで、森林整備や資源活用に活かしていきます。

【主な取組み】

- ・ 新規林道の整備
- ・ 林道の台帳整備や維持管理
- ・ 林道橋梁長寿命化計画策定及び計画的な維持補修
- ・ 林地台帳の精度向上、活用

基本方針3 花粉発生源対策の推進

施策 スギ・ヒノキ人工林の伐採・植替え等

スギ・ヒノキ人工林の伐採を推進し、伐採後は広葉樹林化や針広混交林化、花粉発生源対策苗木の造林など多様な森林整備による豊かな森づくりに取り組みます

市有林人工林については、多様で健全な森林となるよう、適切に保育管理を実施しながら、広葉樹林化や針広混交林化を図ります。広葉樹林化はその方法が確立していないため、専門家の意見を聞きながら、天然力を活用した更新も含め、多様な森林整備を検討します。なお、森林整備にあたっては、森林の山地災害防止機能に留意しながら実施します【再掲】。

私有林人工林の伐採・植替え促進や林業経営の安定化、生産性の向上を図るため、引き続き林業機械リース・レンタル経費やスギ・ヒノキ伐採木の運搬経費の助成に取り組みます【再掲】。

【主な取り組み】

- ・市有林の伐採・広葉樹林化、針広混交林化等【再掲】
- ・私有林の伐採促進【再掲】
- ・荒廃する私有林の整備【再掲】
- ・地域産材の公共利用の推進、民間利用の促進【再掲】